
フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則とフランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

作成日： 2016年 7月 1日

(社) 日本フランチャイズチェーン協会 準会員
株式会社スープアンドイノベーション

フランチャイズ契約のご案内

【会 社 名】 株式会社スープアンドイノベーション

【本社所在地】 〒380-0826 長野県長野市北石堂町 1412-1 夏目ビル 1F

【担当 部署】 フランチャイズ事業部

【代表 電話】 026-223-6142

【F A X】 026-223-6142

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL (03) 5777-8701

この案内は、2016年7月1日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ流通政策課に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

ベリーベリースープへの加盟を希望される方へ
【フランチャイズ契約を締結する前に注意すべき事】

この度は、ベリーベリースープのフランチャイズチェーンへのご加盟をご検討いただき、誠にありがとうございます。

ベリーベリースープ本部は、「ベリーベリースープ」の名のもとに、スープ専門店のフランチャイズ事業を展開しております。

ベリーベリースープのチェーン店舗は、ベリーベリースープ本部が一定年数の経験と開発の繰り返しにより策定したベリーベリースープ・オリジナルマークと、独自の経営手法、スープの調理・管理手法、徹底的なローコスト主義のもと構築された店舗経営の支援とを統合したフランチャイズチェーンとして成り立っており、2011年度からフランチャイズチェーン方式により着実に店舗数を伸ばしてまいりました。

スープ専門店であるベリーベリースープを運営するにあたり、一番大切なことは「スープの提供濃度」と「スープの提供温度」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の支持・信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ水準のスープを食べることができる必要があります。

これを実現するため、ベリーベリースープの店舗を経営する方々には、フランチャイズ契約などで定めたルール・調理レシピを守ることをお約束いただきます。

したがいまして、最初からベリーベリースープのシステムとは異なる独自の調理手法を「重視」され、ベリーベリースープのシステムにとらわれない経営を希望される方には、ベリーベリースープのフランチャイズチェーンへの加盟をお勧めできません。

ベリーベリースープ本部は、加盟者にベリーベリースープ・システムを提供し、店舗経営の支援をいたしますが、加盟者の経営の成功を保証するものではありません。店舗経営には、ベリーベリースープ・システムを活用する加盟者の不断の努力が必要になります。

加盟を希望される方には、十分に契約の内容をご検討いただくとともに、ご不明な点がございましたら、遠慮なくベリーベリースープ本部にご質問いただき、疑問のない状態でご契約いただきますようお願いいたします。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすめください。

第Ⅰ部 株式会社スープアンドイノベーションとフランチャイズシステムについて

1. わが社の経営理念

■企業理念「カルチャーイノベーション」

1. 年齢・性別・地域を問わず、すべてのお客様が平等にスープを食べられる環境を創出します。
2. お客様・従業員・取引先様の生活を豊かにします。
3. スープを通じ、食文化を革新し続けます。

ベリーベリースープの商品は、日本一の健康長寿県である長野県で開発されております。豊富な水源に恵まれ、自然豊かな長野県で開発された当チェーンのスープは、「野菜・お肉・魚介などの豊富な食材を、美味しく、白いご飯と一緒にしっかりと食べるこ^ト」をコンセプトとしてお客様に提供しております。

2. 本部の概要（平成28年2月20日現在）

■会社概要

商号	株式会社スープアンドイノベーション
設立	平成21年（2009年）1月8日
資本金	20,000,000円
代表者	代表取締役社長 室賀 康
決算期	12月 年1回
株主	PE&HR 株式会社 ／ 室賀 康
役員構成	代表取締役社長 室賀 康 取締役 山本 亮二郎
社員数	29名（正社員4名・パート25名）
主要取引銀行	三井住友銀行 長野支店 ／ 八十二銀行 篠ノ井支店 長野銀行 篠ノ井支店 ／ 日本政策金融公庫 長野支店
本社所在地	〒380-0826 長野県長野市北石堂町1412-1 夏目ビル1F TEL：026-223-6142 (FAX共通・店舗共通) Email：info@soup-innovation.co.jp
東京オフィス	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-12-12 PE&HR 株式会社内
物流センター	〒380-0935 長野県長野市中御所岡田町260-1 中御所ビル1F

■事業内容

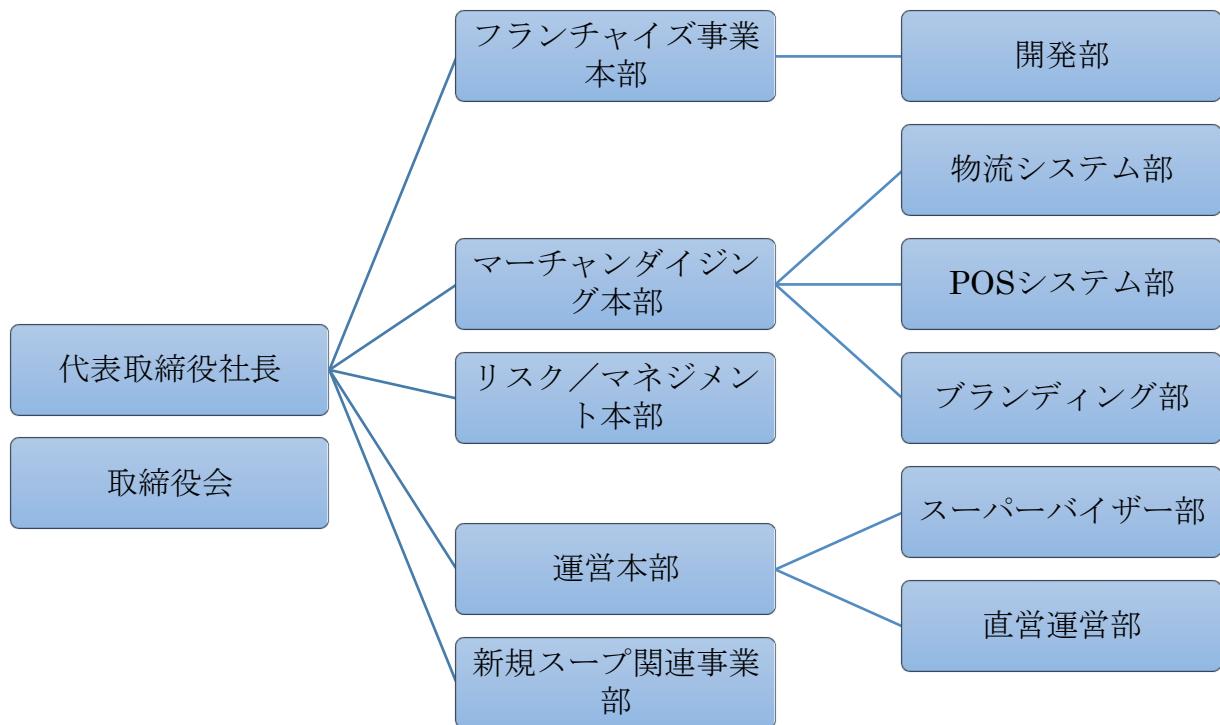
外食全国チェーン「ベリーベリースープ」フランチャイズ本部
(飲食店運営・食材製造・食材卸・飲食店経営支援・EC サイト運営・他)

■主要取引先 尾家産業株式会社／ホシザキ東京株式会社／株式会社マルキ／水野産業
株式会社／アリアケジャパン株式会社／株式会社ボヌール／株式会社タ
カ商／池田糖化工業株式会社／ハウス食品株式会社

□ 沿革

2009年1月8日	(株)スープアンドイノベーション創立 (資本金350万円)
2009年4月1日	第1号店 長野善光寺口店 OPEN
2010年~	第1次 PB商品の開発スタート (冷凍・レトルトスープ)
2011年~	全国フランチャイズ加盟募集開始
2012年~	PE&HR 株式会社と資本提携 (同社の連結子会社へ)
2013年~	全国店舗の覆面調査を開始 (株)メディアフラッグと提携) 第2次 PB商品の開発スタート (アリアケジャパン(株)と提携)
2013年1月~	日本フランチャイズチェーン協会 研究会員に正式登録 東京オフィス／物流センター開設
2014年~	全国統一厨房機器の導入 (ホシザキ東京(株)と提携) 全国統一POSシステムの導入
2014年3月~	全国統一店舗デザイン・設計指針の確立 第30回フランチャイズショー2014に初出展
2014年8月~	直営2号店 (研修店・テストキッチン) 高円寺中央公園店 OPEN (FC・ライセンス契約店舗が直営含め計30店体制へ)
2015年1月~	全国統一発注システムの稼働 (フーズインフォマート)
2015年2月~	全国統一食材卸システムの敷設 (尾家産業(株)と提携)
2015年6月~	初のレシピ本「Very Berry Soup のごはんにあうスープ」発売 アパリゾート上越妙高イルミネーションヘンポラリー出店

3. 会社組織図（平成28年7月1日現在）



その他業務セクション（兼任・部門横断）

リスク管理セクション（食中毒／損害賠償）

経理セクション

FC支援セクション（店長研修トレーナー、開業支援）

長野善光寺口店（店長、副店長）

高円寺中央公園店（店長、副店長）

ファーマーズマーケット青山店（店長、副店長、店長代理）

妙高イルミネーション店（店長、副店長）

マーケティングセクション

スープスペシャリスト検定セクション

ホテル・SC・百貨店・コンビニスープ小売

専門学校スープ調理授業講師／セミナー派遣

4. 役員一覧・子会社概要（平成28年2月20日現在）

□ 取締役及び監査役

代表取締役社長 室賀 康
取締役 山本 亮二郎

□ 子会社概要

株式会社ベリーベリースープキッチントラック
本社所在地：福井県福井市真木町104-12
代表取締役：廣瀬 一人
取締役 : 室賀 康
取締役 : 加藤 勇人
事業内容 : ベリーベリースープに関する移動販売事業
資本金 : 5,200,000 円

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

後記参照

6. 店舗数推移（加盟店・直営店別）・店舗売上高推移

全店売上高推移（DCS）（単位：百万円）

加盟店／直営店／合計

2013年度	556	/	24	/	580
2014年度	852	/	31	/	883
2015年度	1062	/	42	/	1104

店舗数推移（DCS）

加盟店／直営店／合計

2013年度	22	/	1	/	23
2014年度	31	/	2	/	32
2015年度	38	/	2	/	40

7. 加盟者の店舗に関する事項（フランチャイズ契約店舗のみ）

- 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟店の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟店の店舗数
2013 年度	10 店舗
2014 年度	9 店舗
2015 年度	16 店舗

- 直近3事業年度の各事業年度内に契約を途中で終了した加盟店の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟店の店舗数
2013 年度	3 店舗
2014 年度	2 店舗
2015 年度	3 店舗

- 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

更新拒絶により契約を終了した店舗はありません。

8. 訴訟件数（フランチャイズ契約先のみ）

直近5事業年度の各事業年度内に加盟店又は加盟店であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟店または加盟店であった者 から提起された訴えの件数	当社から定期した訴えの件数
2011 年度	0 件	0 件
2012 年度	0 件	0 件
2013 年度	0 件	0 件
2014 年度	0 件	0 件
2015 年度	0 件	0 件

第II部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

『ベリーベリースープ フランチャイズ契約』

2. 売上・収益予測についての説明

開示する売上予測値と収支予測値は、店前流動人口及び商圈のポテンシャルを調査し、既存の類似店データ等により総合的に勘定し算出するものです。

但し、売上や収益の結果を本部が保証するものではありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法と性質

内訳	金額（税別）	性質
加盟金	1,500,000円	チェーンに加盟する対価として
加盟保証金	300,000円	預り金として
開業準備手数料	500,000円	開店のための準備手数料として
研修費	500,000円	店長研修費用として
合計	2,800,000円	(全て1店舗あたりの算定とする)

※2店舗目以降の開業準備手数料は、1店舗につき100万円（税別）となる。

※研修費には2名分の費用が含まれ、3名以降は1人あたり20万円（税別）となる。

② お支払いの時期、方法

開業準備手数料は加盟契約締結時に、加盟金と加盟保証金は営業場所確定時に、研修費は研修開始日までに、それぞれ当社指定の銀行口座へ振り込みにより支払う。

③ 当該金銭の返還の有無及び条件

加盟保証金以外の返還は行わない。加盟保証金については、フランチャイズ契約終了後、債権債務が全て清算されたことを確認した後、6か月以内に返還する。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

オープンアカウントは実施しておりません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

オープンアカウントは実施しておりません。

6. 加盟店に対する商品の販売条件に関する事項

① 本部は加盟者に商品の仕入の便宜を提供し、チェーンシステムの統一、商品の品揃えの充実をはかるため、商品開発を行い、仕入先との間で仕入体制を構築する。

② 商品等の供給条件

店舗で販売をする商品やその材料。店舗運営に用いる備品・消耗品等。ただしこの商品は変更することがある。

商品供給の条件は以下の通りです。

- ・ 本部に対する商品の注文は原則として発注総合管理システム（インフォマート）を使用するものとし、商品売買の個別契約は加盟店からの発注データが本部に到達した時点で成立するものとする。
- ・ 商品の納品場所は原則として発注元店舗とする。
- ・ 商品の送料は原則として商品代金に含むものとする。ただし、**ギフト商品等別途送料**を設定したものについてはこの限りではない。
- ・ 商品は発注元店舗への納品をもって引渡完了とし、当該商品の所有権は加盟店に移転するものとする。
- ・ 商品の引渡前に生じた商品の滅失、毀損、減量その他一切の損害は、加盟店の責に帰すべき場合を除き本部の負担とし、商品の引渡後に生じたこれらの損害は、本部の責に帰すべき場合を除き加盟店の負担とする。

③ 配送日・時間・回数に関する事項

配送日・時間・回数については、各加盟店の売上高や流通ルートによって異なりますので、販売量・立地ロケーションにより本部と事前に協議して決定します。

④ 仕入先の推奨制度

仕入先、仕入れる商品や備品や消耗品、調理方法、販売方法や使用方法、販売価格等については、本部は条件や方法等を加盟者に推奨し、加盟者はこれに従う。ただし特別な事情で加盟者が推奨以外のものを希望する場合は、本部に対して承諾を求め、本部はその適否を回答する。

⑤ 発注方法

商品の注文は原則として発注総合管理システム（インフォマート）を使用して、単品毎に注文数を入力し、本部へデータを送信します。商品売買の個別契約は加盟店からの発注データが本部へ到着した時点で成立します。

⑥ 売買代金の決済方法

商品代金の支払いは、月末に締切り、翌月の末日までに本部が指定する口座にお振込みいただきます。ただし、支払期日が守られなかった場合や加盟店に信用不安が生じた場合は現金引換納品（前払い）に変更する場合があります。

⑦ 返品

加盟店が本部より購入した商品の返品は、原則として出来ません。

但し、商品の不良等正当な理由で、本部が承認した場合のみに限り返品が可能です。

⑧ 在庫管理等

在庫管理は加盟店の責任において行っていただきます。

⑨ 販売方法

販売に当たっては、以下のルールを遵守していただきます。

- ・ 加盟店は、対象店舗の什器備品を本部または本部の指定する会社より購入し、内外装・備品・ディスプレイ・看板・装飾品・ユニフォーム・メニュー（販売する商品の写真ならびにその商品名および価額等が記載された冊子・書面等を含む。以下同じ。）・ナプキン・伝票等業務運営ツールのすべてに関し本部の指示通り取り扱わなければならない。
- ・ 加盟店は、各種スープおよび関連商品の販売とその需要開拓に努めなければならない。
- ・ 加盟店は、営業に際し原則、本部の指定する商品を販売するものとし、指定外の商品を販売してはならない。また、本部指定の物品であっても販促物やユニフォームおよび什器備品類等、販売対象外の物品を販売してはならない。
- ・ 加盟店は、本部の指定するメニューを使用し、本部の許可無くメニューの一部または全部の販売を中止してはならない。
- ・ 加盟店は、フランチャイズチェーンとして統一された価格での商品またはサービスの提供が望まれることに同意し、メニュー価格について本部の指示に従うものとする。
- ・ 加盟店は、本部の指導したマニュアルにもとづいて調理した商品を提供しなければならない。
- ・ 加盟店は、店舗スタッフに本部の指定したユニフォームを着用させなければならない。

- ・ 加盟店は、本部の書面による承諾なく対象店舗で販売している商品または類似商品を対象店舗以外（インターネットを利用した通信販売等を含む）で販売してはならない。また、対象店舗の顧客以外の第三者に転売してはならない。
- ・ 加盟店は、本契約に定める他、マニュアル・指示書その他名目・手段にかかわらず、本部より指示のある場合、その指示に従って販売を行うものとする。

⑩ 商品の販売価格について

加盟店内における販売商品の価格は本部と協議の上決定するものとし、加盟店自ら決定することは出来ません。

⑪ 許認可を要する商品の販売について

許認可を要する商品の販売は原則として行いません。

7. 経営の指導に関する事項

① 加盟に際しての研修について

開店に際して、責任者もしくは社員が必ず本部の定めた研修を受講して頂きます。また、営業に際しては本部の定めた研修を受講したものをおもに原則として最低1名以上店舗に常勤させなければなりません。

② 加盟に際し行われる研修の内容

店長研修は主に直営店にて休日1日を含め10日間拘束にて行う。この期間に、店舗オペレーションやスタンバイ・発注業務・経理事務・シフト組み・棚卸業務などの店舗運営に関する項目を習得する。

③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数について

本部は加盟店舗にスーパーバイザーを年間3回派遣し、継続指導を行う。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

① 使用させる商標、商号その他の表示

当社「サインマニュアル」に基づく



② 当該表示の使用について

加盟店は本部の指定する商標以外の商標を使用することは出来ません。

また、加盟店が商標及びサービスマークを使用する場合は、いかなる場合も本部の承諾を要し、加盟契約の終了及び解除した場合は、全ての商標及びサービスマークの使用権を失うものとします。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

① 契約期間

加盟契約の存続期間は締結の日より、契約開始日以降満3年が経過する日までとします。

② 契約の更新の要件および手続き

契約期間満了後も引き続き営業の継続を希望するときは期間満了の90日前までに本部と加盟店で協議の上、更に5年間更新します。

③ 契約解除の条件および手続き

加盟契約の事項に対する違反（無断休業・営業上の義務違反・支払遅延等）、極度の信用低下（銀行取引停止・破産申立等）、経営・ノウハウ・企業機密等の漏洩による背信行為、経営放棄等があった場合、本部は加盟契約を即刻解除することができます。なお、加盟店が解約を希望するときは3ヶ月前までの予告が必要です。

④ 契約終了によって生じる損害賠償の額または算定方法

加盟契約が終了となった場合、特別な事由が無い限り損害賠償等の発生はありません。

但し、本部より貸与しているマニュアル・テキスト、その他備品等を紛失した場合は損害賠償の対象となります。

⑤ 契約終了によって生じる義務の内容

加盟店は加盟契約が終了した場合、直ちに商標、サービスマークの使用停止及び撤去を加盟店の責務で行っていただきます。また、商標の入った什器、食器、備品についても同様に撤去していただきます。

10. 加盟店が本部に対して定期的に支払う金銭に関する事項

・ロイヤリティ

本部に報告された総売上高（税別）の1.5%及び、毎月50,000円にそれぞれ消費税を加算した金額を毎月末に締切り、翌月末日までに当社指定口座にお振込みいただきます。なお、振込手数料はご負担願います。ロイヤリティとは、商標及びサービスマークの使用料と本部が実施するメニュー開発、販促活動、経営マニュアルの作成及び指導等対価を含みます。

・システム管理料

毎月10,000円に消費税を加算した金額を毎月末に締切り、翌月末日までに当社指定口座にお振込みいただきます。システム管理料とは、本部が管理・運用する店舗総合管理システム（POS）、発注管理システム（インフォマート）の運用、指導、保守、管理等への対価として頂戴いたします。

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

営業時間及び休業日の設定については、立地ロケーションにより本部と事前に協議して決定します。一般的な営業時間は10:00～22:00で年中無休です。

12. テリトリー権の有無

加盟店に対して地域の独占権や一定商圈での営業権の設定は行いません。

13. 競業禁止義務の有無

加盟契約期間中においては、直接・間接の如何を問わず加盟契約書に指定する「ベリーベリースープ」類似の事業を行うことは出来ません。また、競合関係にある第三者とは如何なる契約も結ぶことはできません。

1 4 . 守秘義務の有無

本部から提供されるマニュアル及び情報の全てに関して守秘義務が発生します。

1 5 . 店舗の構造と内外装についての特別義務

加盟店は店舗の構造・内外装デザイン・配色に関して、本部の指定に従っていただきます。店舗設計に関しては、本部が推奨する本部提携業者と直接、設計契約を締結していただき、施工に際しても必ず本部の基準を満たした施工会社に委託しなければなりません。

本部提携業者以外の業者により設計施工を実施する場合は、加盟店は本部に30万円(税抜)の意匠使用料を支払わなければなりません。

1 6 . 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

加盟店の契約違反による契約解除の結果、本部が損害を受けた場合は本部が受けた損害の範囲で損害賠償を請求する場合があります。

1 7 . 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

事業活動上の損失に対する補償は行いません。

「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項 目
頁 数
確 認
年 月 日
確 認 印
説 明 者
加盟希望者

1. フランチャイズ契約のご案内
2. ベリーベリースープへの加盟を希望される方へ

第I部 株式会社スープアンドイノベーションとフランチャイズシステムについて

1. わが社の経営理念
2. 本部の概要
 - 社名・本社・資本金・設立・事業内容・事業の開始・主要株主・取引銀行・従業員数
 - 支店等・所属団体・沿革
3. 会社組織図
4. 役員一覧・子会社概要
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)
7. 加盟者の店舗に関する事項
 - 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟店の店舗数
 - 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟店の店舗数
 - 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数
8. 訴訟件数

第II部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等
2. 売上・収益予測についての説明
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項
 - ① 金銭の額または算定方法
 - ② 性質
 - ③ お支払いただく時期

- ④ お支払いただく方法
 - ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件
4. オープンアカウント等の送金
 5. オープンアカウント等の与信利率
 6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項
 - ① 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類
 - ② 商品等の供給条件
 - ③ 配送日・時間・回数に関する事項
 - ④ 仕入先の推奨制度
 - ⑤ 発注方法
 - ⑥ 売買代金の決済方法
 - ⑦ 返品
 - ⑧ 在庫管理等
 - ⑨ 販売方法
 - ⑩ 商品の販売価格について
 - ⑪ 許認可を要する商品の販売について
 7. 経営指導に関する事項
 8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項
 9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項
 - ① 契約期間
 - ② 契約の更新の条件および手続き
 - ③ 契約解除の条件および手続き
 - ④ 契約終了によって生じる損害賠償の額又は算定方法等
 10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項
 11. 店舗の営業時間・営業日・休業日
 12. テリトリー権の有無
 13. 競業禁止義務の有無
 14. 守秘義務の有無
 15. 店舗の構造と内外装についての特別義務
 16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項
 17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

後記. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書

後記. 貸借対照表および損益計算書

年 月 日

説明者 私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、加盟希望者_____の理解をいただきました。

説明者_____印

加盟希望者 私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について説明者_____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名_____印